道路工事施工承認申請について

承認工事とは、道路法第24条の規定に基づき、道路管理者以外の者が道路(町道)区域内において、設計および実施計画について道路管理者の承認を受けたうえで、実施する工事の通称です。なお、工事に関する費用はすべて申請者の負担となります。

※ 斑鳩町道に限ります。国道・県道については各道路管理者にお問い合わせください。

承認工事に該当する具体例

- ・歩道の切下げ(出入口の設置)
- ・植栽帯や街路樹の樹木撤去
- ・ガードレール撤去
- ・舗装、L型側溝の復旧または新設

など

進入に伴う乗り入れ工事については、当課および管轄警察署と事前に協議をしてください。

申請書の提出について

手続きの流れ

処理期間:概ね10日程度

工事時に道路を規制や通行止めをする場合、警察協議が必要です。

- ※ 管轄警察署は西和警察署
- ① 道路工事施工承認申請書を当課に申請(3部)
- ② 当課にて書類審査・警察協議書の作成
- ③ 警察協議(3業務日程度)
- ④ 承認書(警察協議回答書を含む)お渡し ※ 許可書受け取り後、必要に応じて警察署で道路使用許可の手続きとなります。 詳細については、管轄警察署に問い合わせてください。
- ⑤ 工事着手届を当課に提出(工事着手前)
- ⑥ 工事完了届を当課に提出(工事完了後速やかに) ※ 必要に応じて、完了検査を実施する場合があります。

提出部数

3部

下記資料を添付してください。

- 1. 位置図 住宅地図等で申請箇所が明瞭に判別できる図面
- 2. 現況平面図、現況横断図
- 3. 計画平面図
- 4. 計画横断図
- 5. 構造図、舗装構成図
- 6. 安全対策図
- 7. 同意書(通行止めについて地元自治会の同意)
- 8. 現況写真(全体と詳細)
- 9. その他町長が必要と認める書類

現場施工での注意事項

承認書に別添「承認条件」の記載内容を充分に理解したうえで工事に着手してください。

また、工事施工区域内における歩行者や通行車両の安全確保の観点から、工事現場内の各種標識、バリケード、夜間照明等の安全施設の点検や防護柵の転倒防止、現場内の清掃及び工事用資材・機器の整理整頓、交通誘導員への適切な指示を実施し、夜間・休日においても適宜巡回を実施するなど安全で安心な市民生活確保のための安全対策、現場管理に万全の措置を講じてください。